被処分者	処分の程度	処分年月日	事件概要
相双方部の出先機関の一般職員 （20代、女性）	減給１月	R8.7.15	令和８年２月２０日（金）、私用のため、南相馬市から郡山市に向かう途中、私有自動車で福島市飯坂町東湯野字道端１１番４先の東北自動車道上り線を郡山市方面へ走行していた午後９時５分頃、制限速度時速１００ｋｍの現場を時速１４９ｋｍで走行し、速度違反自動取締装置に記録され、法定速度を時速４９ｋｍ超過していたとして検挙されたものである。
会津方部の出先機関の一般職員 （５０代、男性）	戒告	R8.10.29	令和７年５月３１日（土）午前１時頃、会津若松市錦町地内において、同僚職員に対し、その胸部を拳で１回殴るなどの暴行を加えたものである。